別記第六号の三様式申請人等作成用２Ｕ（その他）、別記第六号の三様式別紙職種一覧、別記第三十号様式申請人等作成用２Ｕ（その他）、別記第三十号様式別紙職種一覧、別記第三十号の二様式申請人等作成用２Ｕ（その他）及び別記第三十号の二様式別紙職種一覧中「臨床工学技師」を「臨床工学技士」に、「海事代理人」を「海事代理士」に改める。

別記第七十一号の二様式（表）中「平成」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条　旧規則に規定する様式の書面は、この省令の施行の日後においても、当分の間、新規則に規定する相当様式の書面とみなす。

○財務省令第三十六号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十四条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

財務大臣臨時代理
国務大臣　石田　真敏

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第九（第五百四十四条関係）	**別表第九**（第五百四十四条関係）
税務署の名称、位置及び管轄区域	税務署の名称、位置及び管轄区域
所轄国税局 / 都道府県 / 税務署名 / 位置 / 管轄区域	所轄国税局 / 都道府県 / 税務署名 / 位置 / 管轄区域
［略］	［同上］
大阪	大阪
兵庫	兵庫
柏原	柏原
丹波市	丹波市
丹波篠山市	篠山市
丹波市	丹波市
［略］	［同上］
［略］	［同上］
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年五月一日から施行する。

○農林水産省・経済産業省令第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。